

あいおいニッセイ同和に働くみなさんへ

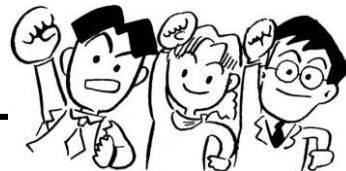
「役割革新」を推進するための 各種支援策実施に面談は不要！

雇用を脅かすいかなる政策も認められません！

11月2日の労使交渉で会社は・・・

- 個別面談については、画一的な内容で趣旨を伝えるためにも、部支店長（補佐対応する人員も含め）には集合研修を実施済。
- キャリアアシストプランは、全層で「役割革新」を進めるうえで、必ずしも会社で働き続けることが本人にとって望ましくないといったケースの支援策である。
- 個別面談にあたっては、組合の危惧する法にふれる運用はしない。あくまで本人意思が尊重される。

あいおい支部の主張



- 希望退職募集の実施は、とうてい容認することはできない。
- 会社が言う“趣旨”については、インターネットテレビやポータル等で確認できる。
- 全員に個別面談を「最低2回」実施することは別の意図があると受け止めざるを得ない。必要性がなく、面談の中止を求める。

執拗な退職勧奨は違法 下関商業高校事件 最高裁第一小法廷判決（昭和55年7月）

市教育委員会Aは、第一審原告の男性教諭Xらに対して、退職勧奨の基準年齢である57歳になったことを理由に、2～3年にわたり退職を勧めてきたが、Xらは応じなかった。この間、所属校の校長やAが、Xらに退職を勧め、優遇措置などについて話をする程度であった。しかし、その後、AはXらに対して退職を強く勧め始め、3～4カ月の間に、11～13回にわたりAへの出頭を命じ、20分から長い時は2時間にもおよぶ退職勧奨を行った。その際Aは、退職勧奨を受け入れない限り、Xらが所属する組合の要求に応じないと述べたり、提出物を要求したり、配転をほのめかしたりした。そこでXらは、これら一連の行為は違法であり、精神的苦痛を受けたなどとして、市Y1、同市教育長及び次長Y2らを被告として、Yらに対して、各自50万円の損害賠償の支払いを求めて訴えを起こした。

・・・一審二審ともにXらの請求を認め、最高裁で確定

⇒判例のように繰り返してなされる、執拗で、半強制的な退職の勧めは違法

全損保あいおい支部

なぜ、「役割革新宣言書」への自署・捺印が個別面談対象者だけに課せられるのか 何に使われるかが不明であり、認められない

11月2日の労使交渉で会社は・・・

■今回役割革新にてやるべきことを部支店長と確認するもの。全域型の役割革新は強力にすすめなくてはならないため、覚悟も含めてこの帳票を使って宣言してもらおう。

<支部の主張>

●目標・あるべき姿を確認するのであれば、全従業員を対象に目標対話シートを使えば十分ではないか。キャリアアシストプラン対象者のみが書かされるのはおかしい。

10月30日に『役割革新』加速に向けた各種支援策実施について」が通知・発信されました。全損保あいおい支部では、11月2日に会社と交渉をおこない、「労働組合として雇用を脅かすいかなる政策も認められない」と主張し、希望退職募集実施については容認できないことを伝えています。特に、最低2回以上行うとしている個別面談については、必要が無く面談の中止を求めています。会社はすでに個別面談を始めています。

今回の各種支援策は明らかな要員削減「措置」であり、あいおいニッセイ同和に働くもの全体の雇用を脅かす政策です。全損保あいおい支部は、「雇用を守る」スタンスを堅持して「不本意な退職者を出さない」よう職場で監視を強め、とりくんでいくこととします。

退職強要を退ける「辞めません」

1. 「辞めません」。退職強要におよぶ一切の言動に対して「辞めません」と跳ね返しましょう。
2. 「やっぱり辞めません」。辞められない理由を言うとは逆につけ込まれます。一言「辞めません」が最強です。
3. 退職強要にはきっぱり抗議を。「辞めません」と言っているのに二度、三度呼び出すのは退職強要です。抗議しましょう。
4. 人権蹂躪には嚴重注意を。別室に机一つで事実上軟禁されるようなことを強制されたり、仕事を与えない、させないなどの仕打ちは人権蹂躪です。嚴重に抗議しましょう。その事実（誰が、いつ、何を、どのようにしたかなど）を必ずメモしておきましょう。
5. 出向・配転・転籍も断りましょう。辞めないと、出向・転籍されるというなら、「それはその時考えます」と答え、「辞めません」を貫きましょう。
6. 会社より自分が大切。会社が大変だ協力してくれと言うなら、「私の生活が大変です」と言きましょう。
7. 家族は首切りに反対です。「短気は損気」頭にきたら負けです。家族のことを思い浮かべ踏みとどまりましょう。
8. 最後は、黙秘。「とにかく辞めません」と言って黙秘しましょう。

困った時、相談がある時は下記までご連絡ください。



全損保あいおい支部

委員長：青木（MSA生命 厚木生保支社）

書記長：佐野（企業・金融営業推進部 職域団体推進室）

全損保本部書記局

TEL03-3551-7131

FAX03-3551-8130

アドレス info@niu.or.jp